

教育課程特例制度の現状と課題

○ 押田 貴久 (兵庫教育大学)

1. はじめに

教育課程特例校とは、「文部科学大臣が、学校教育法施行規則第 55 条の 2 に基づき、学校を指定し、学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認める制度」である。この制度は 2003 (平成 15) 年度より、「構造改革特別区域研究開発学校」制度として始まり、2008 (平成 20) 年度より、「教育課程特例校」制度として手続きが簡素化された。

教育特区とそれを全国展開した教育課程特例校制度により、「①外国語教育」、「②言語教育」、「③キャリア・伝統・地域教育」を中心に学習指導要領の枠組みを超えた教育実践が進められてきた (大桃・押田編 2014)。今回の 2018 (平成 30) 年版学習指導要領改訂では、小学校 3, 4 年生に「外国語活動」、5, 6 年生に「外国語科」が導入され、道徳が「特別の教科」化されることになった。地域独自カリキュラムの多くが「小学校段階の英語教育」や「ふるさと学習」であったことから、これまでに開発された独自カリキュラムが発展するのか、それとも停滞するのか、各自治体はその対応に迫られることが予測される。本発表では、2020 (令和 2) 年度より新学習指導要領が本格実施となる中で、どのような変化が生じているのかを分析し、課題を検討する。

2. 教育課程特例校の導入と展開

教育特区から教育課程特例校制度へ転換された 2008 (平成 20) 年 4 月 1 日時点では、指定件数 109 件であったが、「小学校低・中学年の英語教育」を中心に年々増加していく。また、「ことば」に関する教科や「学校や地域の特性を生かした教科」を新設すること等により、小中連携を推進する公立学校の取組みは、各学校や地域の特色を活かした「ふるさと学習」として展開された。

これらの取組を通じて、学校や自治体独自のカリキュラム開発が行われる一方で、2008 (平成 20) 年版学習指導要領における「外国語活動」の導入の反動による総合的な学習の時間の削減で、独自カリキュラムの編成がしにくい状況が生まれた。そして、これまでの先行的な取組が段階的に学習指導要領等へ取り込まれ、国による基準性の再強化がなされてきた。

3. 学習指導要領改訂に伴う変化

2020 (令和 2) 年 4 月現在で、指定されている管理機関は 227 件、指定学校校は 1,872 校である。2019 (平成 31) 年 4 月時点では 258 件、2,434 校であったことから減少傾向にある。特に小学校の外国語教育が本格実施となったことで、廃止する自治体・学校が多く見られる。例えば、宮崎県えびの市では、2008 (平成 20) 年度から小学校全学年において「英会話科」(中学校は「英語表現科」) を実施していたが、小学校低学年も予備時数 (20 時間) で実施することとなり、2020 (令和 2) 年 3 月末で全小学校の指定を廃止している。

一方、石川県金沢市では、1996（平成8）年度より小学校での英語活動に取り組み、2004（平成16）年3月に『世界都市金沢』小中一貫英語教育特区に認定され、同年4月より、小中一貫英語教育を全市立小中学校で行ってきた。2012（平成24）年度からは中学校の英語の授業時数が140時間へ増えたことにより、小学校のみが特例校となった。そして、小中一貫英語教育検討委員会への諮問と答申により、「これまでの実践を通して本市の教師が身につけてきた指導力や小中学校のつながりなど、本市の英語教育の優位性を新学習指導要領実施以降も担保することを基本方針として、国の標準時間を上回る授業時数の設定、コミュニケーションを図る基礎となる資質や能力の育成を目指した指導体制の構築、金沢らしさを生かした指導内容の設定、中学校外国語科の指導の充実の4つの方向性によってさらなる推進を図っていく」と継続している。具体的には、全ての学年で実施してきた週1回程度のショートタイムを今後も継続して行い、ショートタイムの分だけ国の標準時数を上回るように設定している。金沢市独自の副読本を改訂している。

また、東京都世田谷区では、教科「日本語」を2004（平成16）年に特区申請し、2007（平成19）年から全小中学校に導入した。小学校では低・中・高学年毎に、中学校では「哲学」、「表現」、「日本文化」の3領域を定め、それぞれの教科書を作成していた。2012（平成24）年には、世田谷区教育要領が作成され、その中に教科「日本語」が位置づけられた。2016（平成28）年度には、教科「日本語」検証・検討委員会にて検証・検討し、成果と課題を明らかにしている。この報告書をもとに、2017（平成29）年度から検討委員会を設置し、新学習指導要領に対応した教科「日本語」のカリキュラムや教材を具体的に検討している。その結果、これまで35時間であった時数を必修18時間と選択17時間と学校の実情により、設定できるようになった。実際に訪問調査した中学校では、必修18時間のみ扱うとのことである。教科書も必修部分と選択部分とを明記する形で作成されている。内容も古典中心から新聞や演劇などの手法を取り入れた学習が加わった。中学校に関しても3領域を分散し、学年ごとの教科書へ変更されている。

4. おわりに

自治体や学校による独自の教育活動も学習指導要領という国の教育課程の基準が変化することにより、対応せざるを得ない。今回の学習指導要領改訂では、これまで自治体や学校が独自に取り組んできた「外国語教育」や「キャリア・伝統・地域教育」等を吸収し、ナショナル・スタンダードとして再強化された。その結果、教育課程特例校を廃止する自治体・学校が増えた。

一方で継続する自治体や学校もあり、何故このような差が生じるのか。学習指導要領改訂が行われてもなお教育課程特例校を継続させるということであれば、それは、学習指導要領では達成しえない効果を当該自治体・学校として認識していたということの意味する。今後もさらに調査研究を進め、教育課程を巡る国と自治体・学校の間関係を検討していきたい。

【参考文献】

大桃敏行・押田貴久編（2014）『教育現場に革新をもたらす自治体発カリキュラム改革』学事出版
<付記>本研究は JSPS 科研費 JP 23243080, JP20K02587 の助成を受けたものです。